

## 大阪高等裁判所沿革小史

- 明治元年 1月22日 政府は大阪の本町四丁目西本願寺掛所に大阪鎮台を置き、1月27日これを大阪裁判所と改称した。
- この大阪裁判所の管轄区域は、旧大坂城代直轄地、旧大坂、堺両町奉行支配地及び摂津、河内、和泉、播磨の4国に及んでいたが、当時の裁判所は一種の行政官庁であって、総督の下に判事、権判事を置いて聴訟断獄を併せ行っていた。
- 2月2日 大阪裁判所の営所を内本町橋詰町の旧西町奉行邸に移した。
- 4月21日 府藩県が制定された。
- 5月2日 大阪裁判所を廃して大阪府を置いたが、聴訟、断獄は従来どおり兼行した。
- 明治4年 7月9日 刑部省、弾正台を廃止し司法省が設けられた。
- 明治5年 10月20日 太政官達により大阪裁判所が設置された。
- 明治6年 1月18日 大阪裁判所は、北大組第16区中之島一丁目8番の旧肥前唐津藩、播州赤穂藩蔵屋敷跡に開庁し、大阪府から聴訟、断獄に関する事務を引き継いだ。
- 明治8年 4月14日 大審院が設けられた。
- 5月24日 大審院諸裁判所職制章程により大阪上等裁判所が設置され、その裁判権として、管内の控訴を受けてこれを覆審すること並びに管内府県（近畿、北陸、中国及び四国の2府22県）を巡回して各処死罪の獄を裁判することをつかさどる旨定められた。
- 6月4日 西大組第17区西道頓堀通一丁目1番地の旧金沢藩蔵屋敷跡に仮庁舎を設け、7月2日開庁した。これが大阪高等裁判所の起源である。

- 明治9年 4月17日 第3大区第2小区土佐堀通四丁目1, 2番地に西洋造瓦葺2階建の庁舎が竣工し, 大阪高等裁判所がこれに移転した。
- 9月13日 府県裁判所を廃し, 新たに地方裁判所, 区裁判所が設置されることになったことに伴い, 大阪高等裁判所の管轄下には, 大阪, 京都, 神戸, 金沢, 松江, 岩国, 高知, 松山の8地方裁判所, また, それぞれの地方裁判所の管轄下には, 区裁判所が置かれた。
- 明治10年 2月15日 明治天皇が大阪高等裁判所に行幸された。
- 10月26日 管轄内に琉球藩が加えられた。
- 明治14年 10月6日 各裁判所の位置及び管轄区画の改正により, 大阪高等裁判所は大阪控訴裁判所, 地方裁判所は始審裁判所, 区裁判所は治安裁判所とそれぞれ改称されると同時に, 大阪高等裁判所の管轄区域が若干縮小され, 明治15年1月1日から施行された。
- 明治16年 1月10日 各裁判所の位置及び管轄区画の改定により, 大阪控訴裁判所の管轄区域の一部が変更され, 2月1日から施行された。
- 明治19年 5月5日 裁判所官制が公布され, 大阪控訴裁判所を大阪控訴院と改称した。この名称は, 以後昭和22年5月まで用いられた。
- 明治22年 2月11日 大日本帝国憲法が公布され, 明治23年11月29日から施行された。
- 明治23年 1月18日 大阪控訴院は, 北区絹笠町真砂町若松町合併地(現在の位置)に建築中の煉瓦造3階建新庁舎に移転, 同庁舎は4月25日に竣工した。
- 2月10日 裁判所構成法公布, 11月1日から施行され, 以後昭

和22年5月まで行われた。

- 8月12日 裁判所の位置及び管轄区域の改定により、大阪控訴裁判所の管轄区域の一部が変更され、11月1日から施行された。
- 明治24年 10月28日 濃尾地震のため庁舎が被害を受けた。
- 明治28年 3月27日 大阪控訴院管轄下の伊予国は広島控訴院に、また、広島控訴院管轄下の因幡、伯耆両国は大阪控訴院に管轄換えとなり、4月1日から施行された。
- 明治29年 1月4日 大阪控訴院から出火し庁舎が全焼したので、構内に仮庁舎を設けた。
- 明治33年 4月21日 焼失庁舎敷地に煉瓦造3階建の新庁舎が竣工し、大阪控訴院が、これに移転した。
- 明治38年 4月1日 大阪控訴院管轄下の若狭、越前、加賀、能登、越中の5国は名古屋控訴院に、また、備前、備中、美作、因幡、伯耆の5国は広島控訴院に管轄換えとなり、管轄区域は一挙に激減した。明治42年7月31日北区の大火に際し、再び庁舎が全焼した。
- 明治43年 2月27日 構内の仮庁舎が完成したので、これに移転した。
- 8月1日 焼失庁舎敷地に、新庁舎の建築工事に着手した。
- 大正2年 4月7日 大阪控訴院の管轄区域が変更され、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、香川、徳島、高知の2府7県に縮小された。
- 大正6年 3月31日 大阪控訴院の新庁舎が竣工した。
- 本館は、煉瓦造銅板葺3階一部4階建、中央に高さ36メートルの高塔を設け、建坪1,187.82坪、延坪3,593.17坪の田の字型庁舎で、工費は附属建物を合わせ総額744,523円であった。これが旧赤

煉瓦庁舎である。

- 昭和2年 10月30日 陪審法の施行に備えて、東別館の建築に着工した。
- 昭和3年 8月20日 鉄筋コンクリート造4階建、建坪146坪、延坪539坪の陪審庁舎が竣工した。
- 10月1日 陪審法が施行された（昭和18年法律第88号により停止）。
- 昭和4年 6月5日 昭和天皇が大阪控訴院に行幸された。
- 昭和20年 8月1日 高松控訴院が新たに設置されたことに伴い、大阪控訴院の管轄下にあった高松、徳島、高知の3地方裁判所は高松控訴院に管轄換えとなり、また、同日、名古屋控訴院の管轄下にあった福井地方裁判所は大阪控訴院に管轄換えとなり、8月15日から施行された。
- 昭和21年 1月9日 高松控訴院が廃止されたことにより、高松、徳島、高知の3地方裁判所は、大阪控訴院に管轄換えとなり、また、同日、大阪控訴院の管轄下にあった福井地方裁判所は名古屋控訴院に管轄換えとなり、1月10日から施行された。
- 11月3日 日本国憲法が公布された。
- 昭和22年 5月3日 新憲法の施行と同時に、裁判所法の施行によって、裁判所は最高裁判所及び下級裁判所とされ、下級裁判所は、1高等裁判所、2地方裁判所、3簡易裁判所の3種に分かれ、大阪控訴院に代わって大阪高等裁判所が設置された。同時に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律によって、高松、徳島、高知の3地方裁判所を新設の高松高等裁判所の管轄に移譲したため、大阪高等裁判所の管轄区域は、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の2府4県となり、現在に至っている。

- 昭和24年 1月1日 裁判所法の一部改正により、家庭裁判所が創設された。
- 昭和32年 11月30日 鉄筋コンクリート造4階建の東新館1号が完成した。
- 昭和33年 6月30日 鉄筋コンクリート造3階建の法廷庁舎を東新館1号に増築した。
- 昭和34年 6月30日 鉄筋コンクリート造3階建の東新館2号が完成した。
- 昭和37年 3月28日 東新館1号と2号との間に鉄筋コンクリート造4階建の事務庁舎を増築し、これら2棟をつなぎ合わせて、建坪314坪、延坪1,067坪の1棟の建物とした。
- 昭和44年 3月31日 法務合同庁舎完成に伴い、大阪高等裁判所庁舎の一部を使用していた大阪高等検察庁、大阪地方検察庁はすべてこれに移転した。
- 5月30日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同庁舎の新営工事に着工した。
- 昭和47年 3月25日 地上11階（ほかに塔屋3階）、地下2階、総面積33,742.08平方メートルの新庁舎法廷棟が完成した。
- 4月3日 大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所の一部が順次前記法廷棟に仮移転した。
- 11月30日 吹田市桃山台に延面積1,363.47平方メートルの司法研修所大阪分室が完成した。
- 昭和48年 10月15日 地上11階、地下1階総面積16,667.64平方メートルの新庁舎事務棟完成に伴い、附属施設を含め延面積51,513.91平方メートル（総工費約54億円）の新庁舎全部が完成し、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所はすべてこれに移転した。
- 昭和49年 3月25日 旧庁舎残存建物の撤去工事及び外構整備工事を完了し、大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同

- 庁舎が竣工した。
- 5月11日 最高裁判所長官を始め来賓多数の臨席の下に落成式を挙  
行した。
- 昭和53年 2月1日 北区西天満2丁目1番10号に所在地表示が変更された。
- 平成2年 3月10日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同  
庁舎別館の新築工事に着工した。
- 平成4年 12月18日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同  
庁舎別館が竣工した。
- 平成5年 2月12日 大阪高等裁判所事務局資料課が大阪高等裁判所・大阪地  
方裁判所・大阪簡易裁判所合同庁舎別館で事務を開始し  
た。
- 2月12日 診療所が同合同庁舎別館で事務を開始した。
- 2月19日 民事部が同合同庁舎別館で事務を開始した。
- 4月1日 大阪簡易裁判所，生野簡易裁判所，西淀川簡易裁判所，  
阿倍野簡易裁判所が統合され，大阪簡易裁判所として大  
阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同庁  
舎別館で事務を開始した。
- 平成7年 6月30日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同  
庁舎改修工事が竣工した。
- 平成13年 1月29日 大阪地方裁判所執行部・大阪簡易裁判所交通分室合同庁  
舎完成に伴い，大阪地方裁判所執行部及び関係部署が大  
阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同庁  
舎から移転し執務を開始した。
- 7月20日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合  
同庁舎の内部等改修工事に着工した。
- 平成15年 3月25日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同  
庁舎の内部等改修工事が竣工した。

- 平成17年 6月14日 裁判員裁判用法廷整備のため201号法廷改修工事に着工した。
- 平成17年 9月12日 裁判員裁判用法廷の201号法廷改修工事が竣工した。
- 平成18年 9月28日 旧大阪弁護士会の土地建物を購入し、第二別館とした。
- 平成19年 5月21日 大阪地方裁判所破産部が第二別館で執務を開始した。  
5月28日 大阪地方裁判所事務局出納第一課、大阪第一検察審査会、大阪第二検察審査会及び関係部署が第二別館で執務を開始した。
- 平成20年 7月15日 大阪第三検察審査会及び大阪第四検察審査会が新設された。
- 平成21年 3月31日 裁判員裁判制度が開始されることに伴う裁判員裁判用法廷の新設等、大阪高等、地方、簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の改修工事が竣工した。
- 平成21年 4月1日 大阪第三検察審査会及び大阪第四検察審査会が第二別館で執務を開始した（事件の配填は5月1日から）。
- 平成21年 5月21日 裁判員制度が開始された（裁判員法附則1条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令）。
- 平成23年 3月12日 大阪高等裁判所・大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所合同庁舎増築棟（工事名称）の新築工事に着工した。